

南知多町木造住宅除却工事費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準木造住宅の除却工事を実施する者に対し、予算の範囲内において交付する南知多町木造住宅除却工事費補助金（以下「補助金」という。）に関し、南知多町補助金等交付規則（昭和50年南知多町規則第1号）の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅

次の要件をすべて満たすものをいう。

ア 南知多町内にある自己所有の木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限る。）であること。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下のものであること。

エ 店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であること。

(2) 木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 南知多町が実施する無料耐震診断

イ（財）愛知県建築住宅センターが実施する地震対策現地診断

ウ（財）名古屋市建築保全公社が実施する木造住宅の耐震診断

(3) 判定値

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改定愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 除却工事

旧基準木造住宅の部分を含む1棟全てを解体する工事で、地震による倒壊等の被害の防止を目的として実施するもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

(1) 町内に存する旧基準木造住宅の所有者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。

（補助対象建築物）

第4条 補助の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当する旧基準木造住宅とする。

- (1) 木造住宅耐震診断の結果、判定値が1.0未満又は得点が80点未満と診断されたもの
- (2) 南知多町木造住宅耐震改修費補助金又は南知多町耐震シェルター等整備費補助金の交付を受けていないもの
- (3) その他、補助対象建築物の解体除却に係る補助金の交付を受けていないもの

2 町長が必要と認める場合は、前項に規定する補助の対象となる旧基準木造住宅以外の建築物を補助の対象とすることができる。

（補助の対象工事）

第5条 補助の対象となる工事は、前条に規定する補助対象建築物を解体し、解体後の廃材を運搬及び処分する除却工事とする。ただし、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。

（補助金の額）

第6条 補助金の対象経費は、前条に規定する工事に要する一切の費用とする。

2 補助金の交付限度額は、前項に規定する対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）又は20万円のいずれか小さい額とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、除却工事に着手する前に、南知多町木造住宅除却工事費補助金交付申請書（様式第1）に、次の関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 南知多町木造住宅除却費補助事業計画書（様式第2）
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し（第2条第2号に規定する木造住宅耐震診断の報告書に限る。）
- (3) 案内図及び平面図
- (4) 補助対象工事に係る費用の見積書（除却工事施工業者の記名のあるもの）
- (5) 対象建築物の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査のうえ、
適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、南知多町木造住宅除却工事費補助
金交付決定通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要
がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

(計画変更)

第9条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後、申請内容を変更しようとする
ときは、南知多町木造住宅除却工事費補助金変更交付申請書(様式第4)に第
7条第1項各号に掲げる書類のうち計画変更に係るものを添付して、遅滞なく
町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当
と認めるときは、南知多町木造住宅除却工事費補助金変更交付決定通知書(様
式第5)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第10条 申請者は、除却工事を中止しようとする場合は、南知多町木造住宅除却
工事中止届(様式6)を遅滞なく町長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第11条 申請者は、除却工事が完了したときは、当該工事完了の日から起算し
て30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末
日までのいずれか早い日までに、南知多町木造住宅除却工事費補助金完了実績
報告書(様式第7)に、次の関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 工事写真(着手前、工事中及び完了時を確認できるもの)
- (3) 工事費請求書又は領収書の写し(施工業者が発行したものに限る。)
- (4) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条に規定する報告があったときは、その内容を審査のうえ、
適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、南知多町木造住宅除却工事費
補助金交付額確定通知書(様式第8)にて申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 申請者は、前条に規定する通知書を受けた日から起算して10日以内
又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日
までに、南知多町木造住宅除却工事費補助金支払請求書(様式第9)を町長に
提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に際して付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第11条に定める期日までに完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、既に補助金を交付した場合で、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金の交付を受けた者に対し、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第16条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。